

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 教員組織（第9条）
- 第3章 収容定員（第10条）
- 第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間（第11条～第15条）
- 第5章 教育課程等（第16条～第27条）
- 第6章 入学（第28条～第40条）
- 第7章 休学、留学、退学及び除籍（第41条～第44条）
- 第8章 課程の修了要件及び学位の授与（第45条～第53条）
- 第9章 教育職員免許（第54条）
- 第10章 賞罰（第55条・第56条）
- 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第57条～第61条）
- 第12章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第62条～第69条）
- 第13章 特別の課程の履修証明（第70条）
- 第14章 厚生補導（第71条）
- 第15章 大学運営組織（第72条）
- 第16章 雑則（第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 愛媛大学大学院（以下「本学大学院」という。）においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価等）

第2条 本学大学院は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学大学院は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学大学院の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

3 第1項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

（課程、専攻）

第4条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」

という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	専攻
人文社会科学研究科	修士課程	法文学専攻 産業システム創成専攻
教育学研究科	修士課程	心理発達臨床専攻
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程	医学専攻
	博士課程	博士前期課程 看護学専攻
		博士後期課程 看護学専攻
理工学研究科	博士課程	博士前期課程 理工学専攻
		博士後期課程 理工学専攻
農学研究科	修士課程	食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻
連合農学研究科	博士課程	生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻

備考 連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

3 本学大学院の各学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	修士課程・博士課程の別
医農融合公衆衛生学環	修士課程
地域レジリエンス学環	修士課程
アドバンストソーシャルマネジメント学環	博士課程

備考 アドバンストソーシャルマネジメント学環の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

(教育研究実施組織)

第4条の2 本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、各研究科及び各学環に、別表1のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学大学院は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該研究科及び当該学環の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

(連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学（以下「本学」という。）、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

(学環の教育研究の実施)

第5条の2 学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科（以下「連係協力研究科」という。）との緊密な連係及び協力により実施するものとする。

2 各学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	連係協力研究科
医農融合公衆衛生学環	医学系研究科
	農学研究科
地域レジリエンス学環	人文社会科学研究科
	教育学研究科
	医学系研究科
	理工学研究科
	農学研究科
アドバンストソーシャルマネジメント学環	医学系研究科

	理工学研究科
	連合農学研究科

第6条 削除

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(教職大学院の課程)

第7条の2 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(博士課程)

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 教員組織

(教員組織)

第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」と読み替えて適用するものとする。

(学環の教員組織)

第9条の2 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員（以下この条において「有資格教員」という。）が担当し、又は分担するものとする。

2 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連携協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

第3章 収容定員

(収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	人 12 b(1)	人 24 b(2)
	産業システム創成専攻	8 b(1)	16 b(2)
	計	20 b(2)	40 b(4)
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻	40	80
	計	50	100
医学系研究科	博士課程	30	120
	博士前期課程	12 a(2)	24 a(4)
	博士後期課程	2	6

理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻	23 c(5)	69 c(15)
農学研究科	食料生産学専攻		26 a(1) b(1)	52 a(2) b(2)
	生命機能学専攻		23	46
	生物環境学専攻		23 a(2) b(1)	46 a(4) b(2)
	計		72 a(3) b(2)	144 a(6) b(4)
連合農学研究科	生物資源生産学専攻		9	27
	生物資源利用学専攻		4	12
	生物環境保全学専攻		4	12
	計		17	51
医農融合公衆衛生学環			5	10
地域レジリエンス学環			6	12
アドバンストソーシャルマネジメント学環			5	15
合 計			496	1,094

備考

- この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
- 医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、aを付した括弧内の数字をその内訳とする。
- 地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学系研究科、理工学研究科（博士前期課程）及び農学研究科の収容定員の内数とし、bを付した括弧内の数字をその内訳とする。
- アドバンストソーシャルマネジメント学環の収容定員は、理工学研究科（博士後期課程）の収容定員の内数とし、cを付した括弧内の数字をその内訳とする。

第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

（休業日）

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

（標準修業年限）

第 14 条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

3 医学系研究科看護学専攻博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は 5 年とし、博士前期課程の標準修業年限は 2 年、博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

4 連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程の標準修業年限は、3 年とする。

(在学期間)

第 15 条 在学期間は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

第 5 章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第 16 条 修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養と幅広い汎用的な能力を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 研究科又は学環が開設する授業科目のほか、全学で運営する大学院共通教育科目を開設する。

4 大学院共通教育科目に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第 17 条 研究科及び学環の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(教育方法の特例)

第 17 条の 2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(授業の方法)

第 18 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第 18 条の 2 教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(授業期間)

第 18 条の 3 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第 19 条 第 17 条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は各学環において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。

2 学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所属学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を得なければならない。

(単位計算方法)

第 20 条 前条第 1 項の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 18 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 21 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第 25 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第 14 条に規定する標準修業年限に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 14 条に規定する標準修業年限の 2 倍の年数に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位の授与)

第 23 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

2 単位の認定は、担当教員が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 各研究科及び各学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

2 各研究科及び各学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 25 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ

る。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第 21 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第 25 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 21 条の 2 第 1 項の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（休学期間中の授業科目の履修等）

第 25 条の 3 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとし、第 21 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第 26 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）の学生が当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えることができない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 27 条 本学大学院、研究科又は学環は、学生に対する教育の充実を図るため、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあつては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するものとする。

（連携協力校）

第 27 条の 2 本学教職大学院は、第 45 条の 2 第 1 項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第 6 章 入学

（入学の時期）

第 28 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であつても、学期の始めに入学させることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の9月24日から9月30日までに、次条から第31条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10月1日とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第29条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)

第30条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学

であった者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が 6 年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
 - (9) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
 - (10) 外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 - (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 - (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- （博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程の入学資格）

第 31 条 博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(入学の出願)

第 32 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び第 62 条第 1 項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 33 条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

(入学手続)

第 34 条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第 63 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第 66 条の規定により入学料の免除又は第 67 条の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第 35 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 36 条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て当該研究科長又は当該学環長が決定する。

(再入学)

第 37 条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。

(編入学等の入学手続等)

第 38 条 前 2 条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手続等については、第 32 条及び第 34 条の規定を準用する。

(進学)

第 39 条 博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(入学許可の取消)

第 40 条 第 34 条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第 7 章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 41 条 学生が疾病その他の理由により 2 か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1 年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程にあっては 3 年を越えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないとする場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。

6 休学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する標

準修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第 15 条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあつては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程にあつては 4 年、博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程にあつては 3 年を超えることができない。

(留学)

第 42 条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第 42 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第 14 条に規定する標準修業年限及び第 15 条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第 43 条 学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 44 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 15 条に規定する在学期間を超えた者又は第 41 条第 8 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第 45 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、各研究科又は各学環の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 45 条の 2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に 2 年以上在学し、46 単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10 単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の一部を免除することができる。

第 46 条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、研究科の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、研究科の定めるところにより 14 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 47 条 理工学研究科博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、研究科の定めると

ころにより 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 48 条 連合農学研究科博士課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、研究科の定めるところにより 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 48 条の 2 アドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、学環の定めるところにより 14 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 49 条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を 2 年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程、連合農学研究科博士課程又はアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程に入学した場合の修了要件は、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 48 条及び前条のただし書中「修士課程における 2 年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 48 条又は前条の規定を適用する。

2 第 31 条第 2 号から第 8 号までに規定する者が博士後期課程、連合農学研究科博士課程又はアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程に入学した場合の修了要件は、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 48 条及び前条のただし書中「修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上」とあるのは「1 年以上」と読み替えて、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 48 条又は前条の規定を適用する。

(在学期間の短縮)

第 49 条の 2 修士課程及び博士課程（博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程を除く。）は、第 21 条の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位（第 29 条及び第 30 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

第 49 条の 3 教職大学院の課程は、第 21 条の 2 の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位論文)

第 50 条 修士課程及び博士課程における最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文及び最終試験の可否は、研究科委員会等において審査し、決定する。

(学位)

第 51 条 本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第 52 条 前条に定めるもののほか、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(学位の授与に関する規程)

第 53 条 前 10 条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第9章 教育職員免許

(教育職員免許)

第54条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

第10章 賞罰

(表彰)

第55条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び戒告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第57条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。

(1) 修士課程及び博士前期課程

修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士課程及び博士後期課程

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第57条の2 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研

究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

(研究生等に関する規程)

第 59 条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院（教職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院（教職大学院を除く。）に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 10 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 62 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

(入学料)

第 63 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第 64 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

納付期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

納付期 9 月 24 日から 10 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。

7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

8 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、授業料の納付及び返還の取扱いについて、別に定めるところによることができる。

(寄宿料)

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

第 65 条の 2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者につい

ては、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の免除)

第 66 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

(1) 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4 月入学者については 9 月 23 日まで、9 月入学者については 2 月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料等に係る学則の準用)

第 68 条 授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第 60 条から第 65 条まで、第 68 条（第 1 項第 3 号を除く。）及び第 69 条の規定を準用する。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第 69 条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学以外の大学（以下「公私立等の大学」という。）又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料を徴収しない。

第 13 章 特別の課程の履修証明

(特別の課程の履修証明)

第 70 条 本学大学院は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 厚生補導

(厚生補導組織)

第 71 条 本学大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第 19 条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。

第 15 章 大学運営組織

(大学運営組織)

第 72 条 本学大学院は、第 4 条の 2 第 1 項に規定する教育研究実施組織及び前条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、本学大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。

- (1) 基本規則第 19 条から第 21 条の 18 までは規定する組織
- (2) 基本規則第 30 条に規定する機構等
- (3) 基本規則第 25 条に規定する業務組織

第 16 章 雑則

第 73 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の研究科及び学環に関し必要な事項は、各研究科及び各学環が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成 16 年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並びに全研究科の学生の総定員は、第 10 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 16 年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	11
	障害児教育専攻	10
	教科教育専攻	63
	学校臨床心理専攻	9
	計	93
全 研 究 科		1,039

附 則

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 17 年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	10
	特別支援教育専攻	
	特別支援学校教育専修	5
	特別支援教育コーディネーター専修	6
	教科教育専攻	60
	学校臨床心理専攻	18
	(従前の専攻)	
	障害児教育専攻	5

	計	104
--	---	-----

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		総定員	総定員	総定員
医学系研究科	【博士課程】			
	医学専攻	30	60	90
	(従前の専攻)			
	形態系専攻	30	20	10
	機能系専攻	36	24	12
	生態系専攻	24	16	8
理工学研究科	【博士前期課程】			
	生産環境工学専攻	60	120	120
	物質生命工学専攻	57	114	114
	電子情報工学専攻	57	114	114
	数理物質科学専攻	40	80	80
	環境機能科学専攻	26	52	52
	(従前の専攻)			
	機械工学専攻	30		
	電気電子工学専攻	27		
	環境建設工学専攻	30		
	機能材料工学専攻	27		
	応用化学専攻	30		
	情報工学専攻	30		
	数理科学専攻	14		
	物質理学専攻	28		
	生物地球圏科学専攻	24		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	12	18
	物質生命工学専攻	5	10	15
	電子情報工学専攻	4	8	12
	数理物質科学専攻	4	8	12
	環境機能科学専攻	4	8	12
	(従前の専攻)			
	物質工学専攻	10	5	

	システム工学専攻	10	5	
	生産工学専攻	10	5	
	環境科学専攻	16	8	

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
		総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	16
	教科教育専攻	50
	学校臨床心理専攻	18
	教育実践高度化専攻	15
	（従前の専攻）	
	学校教育専攻	5
	計	104

理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	1 2 2
	物質生命工学専攻	1 1 8
	電子情報工学専攻	1 1 6
	環境機能科学専攻	5 4
農学研究科	食料生産学専攻	2 6
	生命機能学専攻	2 3
	生物環境学専攻	2 3
	(従前の専攻)	
	生物資源学専攻	7 2
	計	1 4 4

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 9 月 12 日から施行し、平成 30 年 7 月 5 日から適用する。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第 54 条第 2 項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 法文学研究科の総合法政策専攻及び人文科学専攻並びに教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 令和 2 年度及び令和 3 年度の人文社会科学系研究科、法文学研究科、教育学研究科及び医学系研究科並びに全研究科の学生の総定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度	令和 3 年度
		総定員	総定員
人文社会科学系研究科	法文学専攻	1 2	2 4
	産業システム創成専攻	8	1 6
	計	2 0	4 0
(従前の研究科) 法文学研究科	(従前の専攻)		
	総合法政策専攻	1 5	
	人文科学専攻	1 0	
	計	2 5	
教育学研究科	心理発達臨床専攻	1 0	2 0
	教育実践高度化専攻	5 5	8 0
	(従前の専攻)		
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	2 0	
	学校臨床心理専攻	9	
	計	9 9	1 0 0

医学系研究科	【博士課程】 医学専攻	1 2 0	1 2 0
	【博士前期課程】 看護学専攻	2 8	2 4
	【博士後期課程】 看護学専攻	2	4
	全 研 究 科	1, 0 5 8	1, 0 5 2

- 4 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
2 令和2年6月29日に本学大学院に在学する者については、改正後の第21条、第25条、第25条の3及び第49条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2 令和4年度の医学系研究科、農学研究科及び医農融合公衆衛生学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定に関わらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和4年度 総定員
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻	1 2 0
	【博士前期課程】 看護学専攻	2 4 (2)
	【博士後期課程】 看護学専攻	6
農学研究科	食料生産学専攻	5 2 (1)
	生命機能学専攻	4 6
	生物環境学専攻	4 6 (2)
医農融合公衆衛生学環		5

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2 理工学研究科の生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻及び環境機能科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
3 令和5年度及び令和6年度の人文社会科学研究科、理工学研究科、農学研究科及び地域レジリエンス学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和5年度 総定員	令和6年度 総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	24	24
		b (1)	b (2)
	産業システム創成専攻	16	16
		b (1)	b (2)

理工学研究科	【博士前期課程】		
	理工学専攻	250	500
		b (2)	b (4)
	(従前の専攻)		
	生産環境工学専攻	62	
	物質生命工学専攻	61	
	電子情報工学専攻	59	
	数理物質科学専攻	40	
	環境機能科学専攻	28	
	【博士後期課程】		
	理工学専攻	23	46
	(従前の専攻)		
	生産環境工学専攻	12	6
	物質生命工学専攻	10	5
	電子情報工学専攻	8	4
	数理物質科学専攻	8	4
	環境機能科学専攻	8	4
農学研究科	食料生産学専攻	52	52
		a (2)	a (2)
		b (1)	b (2)
	生命機能学専攻	46	46
	生物環境学専攻	46	46
		a (4)	a (4)
		b (1)	b (2)
地域レジリエンス学環		6	12

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年度の理工学研究科博士前期課程及び全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和6年度
		総定員
理工学研究科	【博士前期課程】	
	理工学専攻	520
		b (4)
全 研 究 科		1,074

- 令和6年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表2（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和8年3月31日に本学大学院に在学する者に係る教育課程の編成方針、履修方法等については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 令和9年度及び令和10年度の理工学研究科及びアドバンストソーシャルマネジメント学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和 9 年度	令和 1 0 年度
		総定員	総定員
理工学研究科	【博士後期課程】 理工学専攻	69 c (5)	69 c (10)
アドバンストソーシャルマネジメント学環		5	10

別表 1 (第 4 条の 2 関係)

研究科・学環	教育研究実施組織	
	専攻※	業務組織等
人文社会科学研究科	法文学専攻	法文学部事務課
	産業システム創成専攻	社会共創学部事務課
教育学研究科	心理発達臨床専攻	教育学部事務課
	教育実践高度化専攻	城北地区技術部
医学系研究科	博士課程	医学部各課
	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	看護学専攻
理工学研究科	博士前期課程	理学部事務課
	博士後期課程	工学部事務課 城北地区技術部
農学研究科	食料生産学専攻	農学部事務課
	生命機能学専攻	農学部技術室
	生物環境学専攻	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	農学部事務課
	生物資源利用学専攻	農学部技術室
	生物環境保全学専攻	
医農融合公衆衛生学環		医学部各課 農学部事務課 重信地区技術部 農学部技術室
地域レジリエンス学環		法文学部事務課 教育学部事務課 社会共創学部事務課 理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室
アドバンストソーシャル マネジメント学環		理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室

※ 教育課程を構成する教員で編制する。

別表 2 (第 54 条第 2 項関係)

研究科	専攻	免許状の種類	教科
人文社会科学 研究科	法文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス

			語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
		養護教諭専修免許状	
医学系研究科 (博士前期課程)	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
理工学研究科 (博士前期課程)	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科、情報、工業
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和9年4月にアドバンストソーシャルマネジメント学環を設置することから、愛媛大学大学院学則を一部改正する。

2. 変更の概要

- 本学大学院の各学環にアドバンストソーシャルマネジメント学環を加える。(大学院学則第4条第3項)
- アドバンストソーシャルマネジメント学環の連係協力研究科を次のとおり定める。(第5条の2第2項)

学環	連係協力研究科
アドバンストソーシャルマネジメント学環	医学系研究科
	理工学研究科
	連合農学研究科

- アドバンストソーシャルマネジメント学環の収容定員を次のとおり定める。(第10条)

研究科・学環	専攻		収容定員	
			入学定員	総定員
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻	23 c(5)	69 c(15)
アドバンストソーシャルマネジメント学環			5	15

※この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。

※地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学研究科、理工学研究科（博士前期課程）及び農学研究科の収容定員の内数とし、bを付した括弧内の数字をその内訳とする。

※アドバンストソーシャルマネジメント学環の収容定員は、理工学研究科（博士後期課程）の収容定員の内数とし、cを付した括弧内の数字をその内訳とする。

- アドバンストソーシャルマネジメント学環の標準修業年限を追記する。(第14条第4項)
- アドバンストソーシャルマネジメント学環の入学資格を追記する。(第31条)
- アドバンストソーシャルマネジメント学環の休学期間を追記する。(第41条第3項、第8項)

- ・ アドバンストソーシャルマネジメント学環の修了要件を追記し（第 48 条の 2）、第 49 条第 1 項及び第 2 項に適用する。
- ・ アドバンストソーシャルマネジメント学環の在学期間の短縮を追記する。（第 49 条の 2）
- ・ 施行日及び設置に伴う令和 9 年度、令和 10 年度の収容定員を追記する。（附則）
- ・ アドバンストソーシャルマネジメント学環の教育研究実施組織の編成について追記する。（別表（第 4 条の 2 関係））

愛媛大学大学院学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

現 行	改 正 案																										
(略) (課程、専攻) 第4条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。 2 (略) 3 本学大学院の各学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>学環</th><th>修士課程・博士課程の別</th></tr> <tr> <td>医農融合公衆衛生学環</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>地域レジリエンス学環</td><td>修士課程</td></tr> </table> (略) (学環の教育研究の実施) 第5条の2 (同右) 2 (同右) <table border="1"> <tr> <th>学環</th><th>連係協力研究科</th></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> </table>	学環	修士課程・博士課程の別	医農融合公衆衛生学環	修士課程	地域レジリエンス学環	修士課程	学環	連係協力研究科	(新設)		(略) (課程、専攻) 第4条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。 2 (略) 3 本学大学院の各学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>学環</th><th>修士課程・博士課程の別</th></tr> <tr> <td>医農融合公衆衛生学環</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>地域レジリエンス学環</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>アドバンストソーシャルマネジメント学環</td><td>博士課程</td></tr> </table> <u>備考 アドバンストソーシャルマネジメント学環の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。</u> (略) (学環の教育研究の実施) 第5条の2 学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科（以下「連係協力研究科」という。）との緊密な連係及び協力により実施するものとする。 2 各学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>学環</th><th>連係協力研究科</th></tr> <tr> <td><u>アドバンストソーシャルマネジメント学環</u></td><td><u>医学系研究科</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>理工学研究科</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>連合農学研究科</u></td></tr> </table>	学環	修士課程・博士課程の別	医農融合公衆衛生学環	修士課程	地域レジリエンス学環	修士課程	アドバンストソーシャルマネジメント学環	博士課程	学環	連係協力研究科	<u>アドバンストソーシャルマネジメント学環</u>	<u>医学系研究科</u>		<u>理工学研究科</u>		<u>連合農学研究科</u>
学環	修士課程・博士課程の別																										
医農融合公衆衛生学環	修士課程																										
地域レジリエンス学環	修士課程																										
学環	連係協力研究科																										
(新設)																											
学環	修士課程・博士課程の別																										
医農融合公衆衛生学環	修士課程																										
地域レジリエンス学環	修士課程																										
アドバンストソーシャルマネジメント学環	博士課程																										
学環	連係協力研究科																										
<u>アドバンストソーシャルマネジメント学環</u>	<u>医学系研究科</u>																										
	<u>理工学研究科</u>																										
	<u>連合農学研究科</u>																										

(略)

(収容定員)

第10条 (同右)

研究科・学環	専攻		収容定員	
			入学定員	総定員
人文社会科学 研究科	法文学専攻		人 12 b(1)	人 24 b(2)
	産業システム創成専攻		8 b(1)	16 b(2)
	計		20 b(2)	40 b(4)
教育学研究科	心理発達臨床専攻		10	20
	教育実践高度化専攻		40	80
	計		50	100
医学系研究科	博士課程	医学専攻	30	120
	博士前期課程	看護学専攻	12 a(2)	24 a(4)
	博士後期課程	看護学専攻	2	6
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻	23	69
農学研究科	食料生産学専攻		26 a(1) b(1)	52 a(2) b(2)
			23	46
			23 a(2) b(1)	46 a(4) b(2)
	生命機能学専攻		23	46

(略)

(収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻		収容定員	
			入学定員	総定員
人文社会科学 研究科	法文学専攻		人 12 b(1)	人 24 b(2)
	産業システム創成専攻		8 b(1)	16 b(2)
	計		20 b(2)	40 b(4)
教育学研究科	心理発達臨床専攻		10	20
	教育実践高度化専攻		40	80
	計		50	100
医学系研究科	博士課程	医学専攻	30	120
	博士前期課程	看護学専攻	12 a(2)	24 a(4)
	博士後期課程	看護学専攻	2	6
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻	23 <u>c(5)</u>	69 <u>c(15)</u>
農学研究科	食料生産学専攻		26 a(1) b(1)	52 a(2) b(2)
			23	46
			23 a(2) b(1)	46 a(4) b(2)
	生命機能学専攻		23	46

	計	72 a(3) b(2)	144 a(6) b(4)
連合農学研究 科	生物資源生産学専攻	9	27
	生物資源利用学専攻	4	12
	生物環境保全学専攻	4	12
	計	17	51
医農融合公衆 衛生学環		5	10
地域レジリエ ンス学環		6	12
合 計		496	1,094

備考

- 1 (同右)
- 2 (同右)
- 3 地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学研究科、理工学研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、b を付した括弧内の数字をその内訳とする。

(略)

	計	72 a(3) b(2)	144 a(6) b(4)
連合農学研究 科	生物資源生産学専攻	9	27
	生物資源利用学専攻	4	12
	生物環境保全学専攻	4	12
	計	17	51
医農融合公衆 衛生学環		5	10
地域レジリエ ンス学環		6	12
<u>アドバンスト ソーシャルマ ネジメント学 環</u>		<u>5</u>	<u>15</u>
合 計		496	1,094

備考

- 1 この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
- 2 医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、a を付した括弧内の数字をその内訳とする。
- 3 地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学研究科、理工学研究科、（博士前期課程）及び農学研究科の収容定員の内数とし、b を付した括弧内の数字をその内訳とする。
- 4 アドバンストソーシャルマネジメント学環の収容定員は、理工学研究科（博士後期課程）の収容定員の内数とし、c を付した括弧内の数字をその内訳とする。

(略)

(標準修業年限) 第14条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。 (略) (博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格) 第31条 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (略) (休学) 第41条 (同右) 2 (同右) 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあつては2年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあつては3年を越えることができない。 4 (同右) 5 (同右) 6 (同右)	(標準修業年限) 第14条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程の標準修業年限は、3年とする。 (略) (博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程の入学資格) 第31条 博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (略) (休学) 第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。 2 前項の休学は、1年を超えることができない。 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあつては2年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程、連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシャルマネジメント学環博士課程にあつては3年を越えることができない。 4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。 5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。 6 休学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。
--	---

7 (同右) 8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を超えることができない。 (略) (新設) 第49条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。 2 第31条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。 (在学期間の短縮) 第49条の2 修士課程及び博士課程（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程を除く。）は、第21条の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位（第29条及び第30条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなす。	7 休学した期間は、これを第15条に規定する在学期間に算入しない。 8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては4年、博士後期課程、<u>連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシアルマネジメント学環博士課程</u>にあっては3年を超えることができない。 (略) <u>第48条の2 アドバンストソーシアルマネジメント学環博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、学環の定めるところにより14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。</u> 第49条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は<u>連合農学研究科博士課程又はアドバンストソーシアルマネジメント学環博士課程</u>に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条、<u>第48条</u>及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第46条第2項、第47条、<u>第48条</u>又は前条の規定を適用する。 2 第31条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程<u>又はアドバンストソーシアルマネジメント学環博士課程</u>に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条、<u>第48条</u>及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて、第46条第2項、第47条、<u>第48条</u>又は前条の規定を適用する。 (在学期間の短縮) 第49条の2 修士課程及び博士課程（博士後期課程、<u>連合農学研究科博士課程及びアドバンストソーシアルマネジメント学環博士課程</u>を除く。）は、第21条の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位（第29条及び第30条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなす。
---	---

すことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(略)

(新設)

い範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(略)

附 則

- この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 令和9年度及び令和10年度の理工学研究科及びアドバンストソーシャルマネジメント学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和9年度	令和10年度
		総定員	総定員
理工学研究科	【博士後期課程】 理工学専攻	69 c(5)	69 c(10)
アドバンストソーシャルマネジメント学環		5	10

別表1（第4条の2関係）

研究科・学環	教育研究実施組織		
	専攻※		業務組織等
人文社会科学研究科	法文学専攻		法文学部事務課
	産業システム創成専攻		社会共創学部事務課
教育学研究科	心理発達臨床専攻		教育学部事務課
	教育実践高度化専攻		城北地区技術部
医学系研究科	博士課程	医学専攻	医学部各課
	博士前期課程	看護学専攻	重信地区技術部
	博士後期課程	看護学専攻	
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	理学部事務課
	博士後期課程	理工学専攻	工学部事務課

別表1（第4条の2関係）

研究科・学環	教育研究実施組織		
	専攻※		業務組織等
人文社会科学研究科	法文学専攻		法文学部事務課
	産業システム創成専攻		社会共創学部事務課
教育学研究科	心理発達臨床専攻		教育学部事務課
	教育実践高度化専攻		城北地区技術部
医学系研究科	博士課程	医学専攻	医学部各課
	博士前期課程	看護学専攻	重信地区技術部
	博士後期課程	看護学専攻	
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	理学部事務課
	博士後期課程	理工学専攻	工学部事務課

			城北地区技術部
農学研究科	食料生産学専攻	農学部事務課 農学部技術室	
	生命機能学専攻		
	生物環境学専攻		
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	農学部事務課 農学部技術室	
	生物資源利用学専攻		
	生物環境保全学専攻		
医農融合公衆衛生学環		医学部各課 農学部事務課 重信地区技術部 農学部技術室	
地域レジリエンス学環		法文学部事務課 教育学部事務課 社会共創学部事務課 理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室	

※ (同右)

			城北地区技術部
農学研究科	食料生産学専攻	農学部事務課 農学部技術室	
	生命機能学専攻		
	生物環境学専攻		
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	農学部事務課 農学部技術室	
	生物資源利用学専攻		
	生物環境保全学専攻		
医農融合公衆衛生学環		医学部各課 農学部事務課 重信地区技術部 農学部技術室	
地域レジリエンス学環		法文学部事務課 教育学部事務課 社会共創学部事務課 理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室	
<u>アドバンストソーシャルマネジメント学環</u>		<u>理学部事務課</u> <u>医学部各課</u> <u>工学部事務課</u> <u>農学部事務課</u> <u>重信地区技術部</u> <u>城北地区技術部</u> <u>農学部技術室</u>	

※ 教育課程を構成する教員で編制する。

愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環委員会規程（案）

（令和 年 月 日）
制 定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛大学大学院学環委員会規程（以下「大学院学環委員会規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環（以下「学環」という。）に設置する委員会（以下「学環委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 学環委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学環長
- (2) 学環を構成する教員

（審議事項）

第3条 学環委員会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために審議する。

- (1) 大学院学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項
- (2) 大学院学生の懲戒に関する事項

2 学環委員会は、前項に掲げるもののほか、学環の教育研究に関する重要事項で、学環委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 長期的な目標及び中期目標・中期計画に関する事項
 - (2) 諸規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 教員の採用及び昇任のための選考に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する事項
 - (6) 大学院学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (7) 前項第1号に定めるもののほか大学院学生の在籍に関する事項
 - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 3 学環委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学環長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長等）

第4条 学環委員会は、学環長が招集し、その議長となる。

2 学環長に事故があるときは、学環長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

（議事等）

第5条 学環委員会は、構成員の過半数の出席（以下「定足数」という。）がなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第1項第1号のうち学位論文の審査及び最終試験の可否決定については、構成員の3分の2以上の出席がなければならない。

2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第1号のうち学位論文の審査及び最終試験の合否決定については、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 構成員が次の各号のいずれかに該当し、学環委員会に出席できない場合は、定足数の算定から除外する。

(1) 出張及び研修のため本務地を離れる者

(2) 休職、出勤停止、停職、育児休業、産前産後休暇、介護休業及び病気休暇中の者
(会議)

第6条 学環委員会に、学環の円滑な運営を図るため、愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(プロジェクトマネジメントオフィス)

第7条 学環委員会に、大学院学生の教育研究上の取組に係る円滑な修学等を支援し、必要な助言、指導その他の援助を行うため、愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環プロジェクトマネジメントオフィス（以下「PMO」という。）を置く。

2 PMOに関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第8条 学環委員会に、学環に係る審議事項についてあらかじめ調整するため、各種委員会を置くことができる。

(構成員以外の出席)

第9条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を学環委員会に出席させることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学環委員会に関し必要な事項は、学環委員会が定める。

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。